

指宿市水道事業水道工事入札参加資格における格付基準

I 総合点数の内容

格付に当たって、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の結果における総合評定値（経営事項評価点数）に、第2項に規定する技術事項等評価点数を加えた総合点数を算定する。

1 経営事項評価点数

経営事項審査の総合評定値（P）を用いる。

※ただし、水道工事の評価に用いる総合評定値は、土木一式・ほ装・管・水道施設工事の4業種とする。

また、土木一式・ほ装工事の総合評定値は水道工事に占める割合を考慮し、その20%を採用するものとする。

2 技術事項等評価点数

建設工事に係る2級以上の有資格者を以下のとおり加点する。ただし、最高80点までとする。

ア 1級の有資格者数×4点

イ 2級の有資格者数×2点

※ただし、水道工事の評価に加点する有資格者は、工事内容を考慮し、土木施工管理技士・管工事施工管理技士の2資格とする。

II 等級の格付

1 総合点数を用いて、次の基準により等級の格付を行う。

等級	水 道 工 事
A	1,700点以上
B	1,700点未満

2 水道工事指名資格基準に適合し、入札参加資格を得た者には、その資格を得た日から1年間は最下位等級とし、2年目から格付基準により格付を行う。ただし、前年度において当該格付における等級を有していた者は、この限りでない。

この基準は、令和2年4月2日から施行する。